

受理官庁 KR	韓国知的所有権庁	附属書 C KR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	大韓民国	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語，日本語又は韓国語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語，日本語又は韓国語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ²	認める。受理官庁はePCT出願 ³ 又はPCT-SAFEを使用して提出されたXMLファイルを認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認めない	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁，オーストリア特許庁，シンガポール知的所有権庁，日本国特許庁（JPO） ⁴ 又は韓国知的所有権庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁，オーストリア特許庁，シンガポール知的所有権庁 ⁵ ，日本国特許庁（JPO） ⁵ 又は韓国知的所有権庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：大韓民国・ウォン（KRW）及びスイス・フラン（CHF）	
送付手数料	KRW 45,000	
国際出願手数料	CHF 1,330	
30枚を超える1枚ごとの手数料	CHF 15	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式によるもの）	CHF 300	
調査手数料	附属書D（AT），（AU），（JP），（KR）又は（SG）参照	
優先権書類の手数料	なし	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 関連する受理官庁の通告については，2017年9月28日付公示（PCT公報）139頁以降参照。
- 4 この官庁は，国際出願が日本語で行われた場合，又はPCT規則12.3に基づき日本語翻訳文が提出された場合に限り，管轄する。
- 5 この官庁は，国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。

KR

韓国知的所有権庁（続き）

KR

受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人が大韓民国に居住している場合 要 ，出願人が大韓民国の非居住者である場合
-----------------	---

誰が代理人として行為できるか？	登録されている弁理士又は法定代表者
-----------------	-------------------

委任状の提出要件の放棄

受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない
------------------------------	-------

受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない
--------------------------------	-------
